

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月1日から6年2月21日まで
② 平成8年11月1日から15年8月22日まで

平成5年1月1日から、A社でB業務を担当し、6年2月21日から15年8月22日までは、C社(平成8年3月まではD社)でE業務を担当していた。

両社において支給された給与は、役員報酬と業務に対する報酬の合計で毎月100万円以上の手取りがあったと記憶しているのに、国の記録では標準報酬月額が著しく低額となっているのを知り驚いた。両申立期間を通じて、自分は経営には全く関わっていなかったし、会社からは減額改定について何の説明も無かった。

標準報酬月額の記録が事実と違うと思うので、調べて正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成6年2月21日)より後の平成6年5月27日付けで、5年5月1日に遡って9万8,000円に減額改定の処理がなされていることが確認できる。

また、A社の取締役兼清算人は、申立人は、経営及び社会保険の届出事務には関与していなかった旨供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無

く、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成9年2月13日付けで、8年11月1日に遡って59万円から15万円に減額改定の処理がなされていることが確認できる。

また、同僚4人も申立人と同様に、平成9年2月13日付けで、8年11月1日に遡って減額改定されていることが確認できるところ、当該同僚のうちの一人名は、8年頃から資金繰りが厳しくなって月給が下がった記憶がある旨供述している。

さらに、申立人が所持しているF金融機関の入金明細書によると平成5年から14年まで、また、G金融機関の送金明細書によると9年から12年まで、C社から申立人の口座へ毎年合計数十万円から数千万円の入金があったことを確認することができるものの、これらの記録からは、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

加えて、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料は保存されていない上、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、元事業主及び同僚からも、当該期間における標準報酬月額及び厚生年金保険料控除についての具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和45年6月17日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年3月から同年5月までの標準報酬月額については10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月31日から同年6月頃まで

昭和40年2月8日から45年6月頃までA社に勤務したが、厚生年金保険の記録は同年3月31日までとなり納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和45年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされているところ、同被保険者名簿の記録により、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる申立人を含む686人について、社会保険事務所（当時）における健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る受付状況をみると、当該届を適用事業所でなくなった後の同年6月17日に受け付けている者が申立人を含む329人、同年6月18日に受け付けている者が351人、受付日が不明の者が6人認められる。

一方、i) A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされる昭和45年3月31日の後に、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が62人確認できるところ、その全員について、同年6月18日に、それぞれの資格取得日に遡って同資格取得取消の処理が行われていること、ii) 当初、同社において、同年4月1日以降に同資格を喪失した者が46人確認できるところ、その全員について、同年6月18日付けで同年3月31日に遡って同資格を喪失した旨の訂正の処理が行われていること、iii) 同社に係る事業所別被保険

者名簿の全喪の理由欄に「移転」と記載されていることが確認できることから、同社は、適用事業所ではなくなったとされる同年3月31日以降も、適用事業所として存続し、少なくとも同年6月18日まで当時の厚生年金保険の適用事業所としての要件を引き続き満たしていたと考えられ、遡及して資格取得の取消処理及び喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、雇用保険の記録、申立人が保管する昭和45年1月から同年5月までの期間に係るカレンダー及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる上、同社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できるとともに、前述の同僚は、申立人は経理又は社会保険関係の担当者ではなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年6月17日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から10万円とすることが妥当である。